

東川町内の企業へ就職する若者を応援！

令和6年度 | 東川町次世代定着化奨学金返還支援事業補助金

【東川町次世代定着化奨学金返還支援事業とは？】

地域経済の担い手となる若者人材が、東川町内に事業所を有する企業への定着を促進するため、大学等を卒業し、町内事業所等に就職した方の奨学金返還金の一部を補助するものです。

【補助対象者】

- ・奨学金の貸付を受け、大学等を卒業した29歳以下の者。(令和6年4月1日時点で29歳以下であること)
- ・町内事業所等において、正規社員等及び非正規社員等、農業者又は個人事業主(商工会に加入)として就業している者。
- ・申請日時点で本町に住民登録がある者。
- ・町税及び下水道料金、町への納入金を滞納していない者。
- ・貸付を受けた奨学金を滞納していない者。
- ・他の奨学金等の返還補助を受けていない者。

【補助金額】

返還金額×1/2以内
(月額上限1万円、年額上限12万円)

会計年度(4月～翌年3月)
に支払った経費が対象！

【申請時必要書類】

- ①認定申請時：認定申請書、就業証明書、同意書、奨学金の貸付を証明する書類の写し、大学等の卒業証明書等の写し、奨学金の返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し、住民票、その他必要書類
- ②交付申請時：交付申請書、会計年度の奨学金の返還額が確認できる書類、在職証明書、その他必要書類

【申請から交付までの流れ】

1年目	2・3年目	4年目
1.認定申請(10月末まで) ↓ 2.交付申請(3月末まで) ↓ 3.補助金交付	1.交付申請(3月末まで) ↓ 2.補助金交付	1.交付申請(3月末まで) ↓ 2.補助金交付 ※新卒者のみ

【最大3年分(36か月分)対象】

認定申請年度：27歳以下の場合	認定申請年度：28歳の場合	認定申請年度：29歳の場合
3年分(36か月分)対象	2年分(24か月分)対象	1年分(12か月分)対象

補助金の活用をご検討されている場合、経済振興課へご相談ください。

【お問い合わせ先】東川町経済振興課経済振興室 TEL: 0166-82-2111

